半田市指名審查等事務取扱要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、半田市指名審査会規程(昭和58年訓令第1号)第7条の規定に基づき、 指名審査会(以下「審査会」という。)における事務取扱について必要な事項を定める。 (審査会付議案件)
- 第2条 本市の発注する工事又は製造の請負、物件の購入その他(以下「工事等」という。)の 契約に参加させる業者の選定であって、次の各号に該当するときは、審査会に付議しなけ ればならない。
 - (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第2項で定める建設工事で、設計金額が6 00万円を超えるもの。
 - (2) 予定金額、総予定金額又は設計金額(以下「予定金額等」という。)が300万円を超える製造の請負、物件の購入その他の契約。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものはこの限りでない。
 - (1) 給食用材料の購入
 - (2) 不動産の買入れ
 - (3) 随意契約で契約するもののうち、プロポーザル方式を除き、指名審査会で審議する 余地の少ないもの。

(指名業者の選定)

- 第3条 指名業者の選定は、別表第1の指名基準により行うものとする。ただし、別表第1の 指名基準参加人員については、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、知多5市5町に本店、支店、営業所等を有する業者に限り、1等級下位(A格付業者においては2等級下位)及び1等級上位(特定建設業許可業種に限る。ただし、市内に本店、支店、営業所等を有する業者で、電気工事に係る入札に参加しようとするもの及び設計金額が建設業法施行令第2条で定める額の範囲内である場合におけるその他の工事に係る入札に参加しようとするものにあっては、この限りでない。)に格付された等級の建設工事に指名業者として選定することができる。ただし、1等級上位として選定する場合は、本来の格付で定められている設計金額の範囲の3倍を限度とする(市内に本店、支店、営業所等を有する業者においては、この限りでない。)。
- 3 前2項の規定にかかわらず、建設工事が次の各号のいずれかに該当するときは、等級の

区分にかかわらず業者を選定することができる。

- (1) 災害又は応急工事を施行するとき。
- (2) 当該工事が特許又はこれに類する特別の権利を有するとき。
- (3) 本体工事と密接に関連する付帯的な工事。
- (4) 前3号のほか、これらに準ずる特別の事由があるとき。

(選定原案提出)

- 第4条 工事等を発注しようとする各課等の長は、指名業者選定申出書(様式第1)を別に定める期日までに総務課長に提出し、総務課長は、指名業者選定原案(様式第2)を審査会に提出しなければならない。
- 2 指名業者選定原案を作成する場合は、次に掲げる事項に留意しなければならない。
 - (1) 地理的条件(市内業者の優先等)
 - (2)技術的適性
 - (3) 過去の成績及び信用度
 - (4) 社会貢献度(障がい者雇用、環境対策、暴力団排除等)

(報告)

- 第5条 総務課長は、次に掲げる契約について各課等の長から提出される契約締結の結果を まとめ、審査会へ報告するものとする。ただし、第2条第2項に規定する契約については、 この限りでない。
 - (1) 工事で設計金額が 200 万円を超える契約
 - (2) 製造の請負で予定金額等が 200 万円を超える契約
 - (3) 物件の購入その他の契約で予定金額等が150万円を超える契約

(指名停止の要件及び期間)

第6条 半田市における指名競争入札に参加する資格を有するもの(以下「有資格業者」という。)が別表第2から別表第5(以下「各別表」という。)に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該有資格業者に対して各別表に掲げるところにより期間を定め指名停止を行う。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第7条 前条の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかなときは、当該下請負人についても元請負人の指名停止の期間の範囲内で指名停止を行う。

2 特定建設工事共同企業体(以下「JV」という。)が各別表に掲げる措置要件のいずれかに 該当するときは、当該JVの構成員(当該事案について明らかに責を負わないと認められる 者を除く。)について、指名停止を行うものとする。

(指名停止期間の特例)

- 第8条 有資格業者が一の事案につき、各別表に掲げる措置要件の2以上に該当したときは、 当該措置要件ごとに規定する指名停止の期間の最も長いものをもって指名停止の期間と する。
- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間は、それぞれ各別表に規定する期間の2倍の期間とする。
 - (1) 指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、各別表の措置要件に該当することとなったとき。
 - (2) 別表第3並びに別表第4第1項第1号及び第2号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、同措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)。
- 3 有資格業者が前項の規定による指名停止の期間中に、各別表の措置要件に該当すること となった場合における指名停止の期間は、各別表に規定する期間の3倍の期間とする。
- 4 現に指名停止の期間中にある有資格業者が前2項の規定により、新たに指名停止を受けることとなった場合における当該指名停止の期間の始期は、当該指名停止の決定のときとする。
- 5 別表第4第1項第1号の措置要件に該当することとなった有資格業者について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)に定める課徴金減免制度が適用され、その事実が公表された場合における指名停止の期間は、当該制度の適用がなかった場合の2分の1の期間とする。
- 6 前項に定める場合を除くほか、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、各別表に規定する指名停止の期間に満たない期間を定める必要があるときは、当該指名停止の期間を2分の1まで短縮することができる。
- 7 有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせた ため、各別表及び第1項に規定する期間を超える指名停止の期間を定める必要があるとき は、当該指名停止の期間の2倍まで延長することができる。ただし、当該指名停止の期間 は2年を超えることができない。

(指名停止期間の変更)

第9条 現に指名停止を受けている有資格業者について、前条第5項、第6項及び第7項の規定に該当したときは、それぞれ各項に規定する期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

(指名停止の解除)

第 10 条 指名審査会会長は、指名停止の期間中の有資格業者が、該当事案について責を負わないことが明らかとなったときは、速やかに当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(指名の取消し)

第 11 条 指名停止を行った場合において、当該指名停止に係る有資格業者を既に指名しているときは、必要に応じて当該指名を取り消すものとする。

(事故等の報告)

第 12 条 各課等の長は、所管する工事等について有資格業者が各別表に掲げる措置要件に 該当するおそれがある場合は、工事事故等報告書(様式第3)により、速やかに総務課長に 報告しなければならない。

(随意契約の相手方の制限)

- 第 13 条 現に指名停止を受けている有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、特別の事由により、あらかじめ審査会の承認を得たときは、この限りでない。
- 2 前項の規定により審査会の承認を得ようとする各課等の長は、指名停止措置対象者との 随意契約承認申出書(様式第4)を別に定める期日までに審査会に提出しなければならな い。

(下請等の禁止)

第 14 条 各課等の長は、現に指名停止を受けている有資格業者が工事等の一部を下請し、 又は受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第 15条 審査会は、指名停止に至らない事由に関し、必要があると認めるときは、有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(審査等結果の通知)

- 第 16条 指名審査会会長は、審査等結果を次の各号により遅滞なく通知するものとする。
 - (1) 関係各課等の長に通知するもの

- ア 指名業者決定調書(様式第5)
- イ 指名停止決定通知書(様式第6)
- ウ 指名停止変更通知書(様式第7)
- 工 指名停止解除通知書(様式第8)
 - オ 指名業者取消し通知書(様式第9)
- (2) 当該有資格業者に通知するもの
 - ア 指名停止決定通知書(様式第10)
 - イ 指名停止変更通知書(様式第11)
 - ウ 指名停止解除通知書(様式第12)

(事実調査等)

第 17 条 第6条に該当する情報を得た場合は、審査会は関係有資格業者及び官庁その他の公私の団体等に対し、調査又は照会するものとする。

(委任)

第 18条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて審査会において定める。

附 則

- 1 この要領は、昭和58年1月11日から施行する。
- 2 指名保留及び指名停止基準は、廃止する。ただし、この要領の施行日前において発生した事件については、なお従前の例による。
- 3 半田市指名審査事務取扱要領は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和60年7月1日から施行する。ただし、この要綱の改正前において発生した 事件については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、昭和62年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年6月11日から施行する。

附則

- この要綱は、平成5年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成8年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成9年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成10年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成12年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成14年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成17年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成18年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成27年7月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 28 年1月1日から施行する。ただし、この要綱の改正前において発生した 事件については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 29 年3月1日から施行する。ただし、この要綱の改正前において発生した 事件については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。ただし、この要綱の改正前において発生した事件については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の規定は、令和2年度に契約締結する事業の準備行為から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。ただし、この要綱の改正前において発生した事件については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

指 名 基 準

事業区分

1. 土木一式工事

区分	設計金額の範囲	格付(等級)	参加人員
а	10,000万円を超えるもの	Α	8人以上
b	3,500万円を超え10,000万円以下	В	7人以上
С	600万円を超え 3,500万円以下	С	6人以上
d	600万円以下	D	5人以上

2. 建築一式工事

区分	設計金額の範囲	格付(等級)	参加人員
а	10,000万円を超えるもの	А	10人以上
b	3,500万円を超え10,000万円以下	В	8人以上
С	600万円を超え 3,500万円以下	С	6人以上
d	600万円以下	D	5人以上

3. ほ装工事

区分	設計金額の範囲	格付(等級)	参加人員
а	3,500万円を超えるもの	А	8人以上
b	2,500万円を超え 3,500万円以下	В	7人以上
С	600万円を超え 2,500万円以下	С	6人以上
d	600万円以下	D	5人以上

4. 水道施設工事

区分	設計金額の範囲	格付(等級)	参加人員
a	5,000万円を超えるもの	А	8人以上
b	2,500万円を超え 5,000万円以下	В	7人以上
С	500万円を超え 2,500万円以下	С	6人以上
d	500万円以下	D	5人以上

5. その他工事

区分	設計金額の範囲	格付(等級)	参加人員
а	10,000万円を超えるもの	Α	8人以上
b	3,500万円を超え10,000万円以下	В	7人以上
С	600万円を超え 3,500万円以下	С	6人以上
d	600万円以下	D	5人以上

6. 製造の請負、物件の購入その他の契約

区分	予定金額の範囲	参加人員
а	400万円を超えるもの	5人以上
b	400万円以下	4人以上

※ 参加人員については、基準として定められている最低の参加人員に可能な限り3割程度 を加えた人員とすることとする。なお、3割程度を加える際には特に第4条第2項第3号 及び第4号の規定を反映させるよう努めるものとする。

事故等に係る指名停止措置基準

	措置要件等						
	(1)市の発注工事等の 場合	45点未満	12月				
(粗雑工事等)	工事等成績の評定 が不良(60点未満) のとき。ただし、当 該工事等の施工中の 事由による指名停止	45点以上 50点未満	8月				
1 工事等の施工に当 たり、工事等を粗雑 にし、次に掲げる事 項に該当すると認め られるとき。	により、当該評定が 減点されていると きは、当該減点がな かった場合の評定で	50点以上 55点未満	4月				
	措置を行うものとす る。	55点以上 60点未満	2月				
	(2) その他の場合 建設業法に基づく監督	2月					
	(1)有資格業者の故意又 されたとき。	12月					
	(2) 七次均米 7 0 45 立	60日以上	9月				
(契約違反) 2 市の発注工事等の 施工に当たり、契約 に違反し、工事等の	(2)有資格業者の故意 又は過失により、次 に掲げる日数に係る 契約の履行遅滞が あったとき。	30日以上 60日未満	6月				
に選及し、工事等の 契約の相手方として 不適当であると認め られるとき。		30日未満	3月				
	(3)契約に基づく措置請	家に従わなかったとき。	6月				
	(4)その他契約条項に違 であるものを除く)。	その他契約条項に違反したとき(違反が軽微 あるものを除く)。					

		(1) 死亡者を生じさせたと き又は重大な損害を与え たとき。	6月
(公衆損害事故) 3 工事等の施工に当 たり、安全管理の措 置が不適切であった ため、公衆に死亡者	(1)市の発注工事等の 場合	(2) 重症者 (3週間以上の 入院加療を必要とするも の)を生じさせたとき又 は軽微なものを除く損害 を与えたとき。	2月
若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与え、次に掲げる事項に該当すると認められるとき。		(3)中等症者(3週間未満 の入院加療を必要とする もの)を生じさせたと き。	1月
	(2)その他の場合	当該工事等の現場代理人が 刑法(明治40年法律第45 号)、労働安全衛生法(昭和 47年法律第57号)等の違反に より逮捕され、又は公訴を提 起されたとき。	1月
		(1) 死亡者を生じさせたとき。	4月
(工事等関係者事故) 4 工事等の施工に当 たり、安全管理の措 置が不適切であった	(1)市の発注工事等の 場合	(2)重症者(3週間以上の 入院加療を必要とするも の)を生じさせたとき。	2月
トめ、工事等の関係 者に死亡者又は負傷 者を生じさせ、次に 掲げる事項に該当す ると認められるとき		(3)中等症者(3週間未満 の入院加療を必要とする もの)を生じさせたと き。	1月
	(2)その他の場合	当該工事等の現場代理人が 刑法、労働安全衛生法等の違 反により逮捕され、又は公訴 を提起されたとき。	1月
(虚偽記載) 5 市の発注工事等にお 競争参加資格確認資料 た資料に虚偽の記載等 とき。	6月		

⁽注)「市」とは、半田市、半田市が加入している一部事務組合及び半田市土地開発公社をいう。 (別表第3から第5までにおいて同じ。)

⁽注)1(2)、3(2)、4(2)の「その他の場合」は、「市」の発注工事等以外で半田市内において生じたものをいう。

指名停止措置対象者との随意契約承認申出書

半田市指名審査会	
会長	殿

課長

次のとおり、指名停止措置中の者と随意契約したいため、半田市指名審査等事務取扱要綱第 13条に基づき申し出ます。

措置対象者 指名停止	
指名停止	
期間 年月日から年月日まで	
事業名等 完了 予定 年 月 日	
事業場所 半田市	
地方自治法施行令第167条の2 第1項各号に規定する随意契約の根拠	
当該指名停止期間中に発注をしなければならない理由	

指名業者選定申出書

	指名審查	查会		
		回	月	日
	案件外			
		No.		
令和	年		月	B

総務課長殿

長

指名業者の選定を次のとおり申し出ます。

案件	No.		設計(予定)金額							円	補助	区分				
事業	番号	<u>1</u>							着手	予定	年	月		日工	期	日間
事業名等	()	完了	予定	年	月		日 (
								,	事業	区分			_			
事業 場所									指名	基準			_		人以	上
整理	番号	格付	指	名	業	者	名	整理	番号	格付	指	名	業	者	<u>.</u>	名
事業	等概象	更						選定	理由							
	(†	施行 計	 画決裁	3	年	月	日)									

- 注 1 建設工事については、事業等概要欄に建設工事の種類及び割合を記載のこと。
 - 2 事業名等欄()には路線等の名称、工期欄()には標準工期を記載のこと。

指名業者選定原案

案件No. 設計(予定)金額									円	補助	区分					
事業	番号	<u>1</u>							着手	予定	年	月	E		期	日間
事業名等	()	完了	予定	年	月	E	(
								,	事業	区分			_			
事業 場所									指名	基準			_	,	人以_	<u>E</u>
整理	番号	格付	指	名	業 	者	名	整理	番号	格付	指	名	業	者	1	各
事業	等概要	更						選定	理由							
担当認	果名							原案作	作成者	<u>-</u> 	総	務課長				

総務課長 殿

課長

工事事故等報告書

このことについて、下記のとおり、報告します。

	商号又は名称			
請負業者	代表者氏名			
	許可番号	許可	_	号
案件	事業名等			
	事業場所			
	発生日時等			
	発生状況等			
事故概要	被災者状況等			
	事故後の状況			
	事故原因			
担当課所見	今後の対策			

(注) 必要に応じて、診断書等の資料を提出すること

贈賄に係る指名停止措置基準

措	停止期間	
1 有資格業者である個人又は有 資格業者の役員等が、業務に関 し、贈賄の容疑により、逮捕さ	(1) 市の職員に対する場合	24月
れ、又は公訴を提起されたとき。	(2) その他の公共機関の職員等に対す る場合	12月
2 有資格業者の使用人が、業務 に関し、贈賄の容疑により、逮	(1) 市の職員に対する場合	24月
捕され、又は公訴を提起された とき。	(2) その他の公共機関の職員等に対す る場合	6月

- (注)「役員等」とは、有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。 (別表第4及び第5において同じ。)
- (注)「その他の公共機関」とは、国、半田市を除く地方公共団体及びこれらが加入している一部事務組合のほか、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)に規定する特定法人(国又は地方公共団体が資本金の2分の1以上を出資している法人等をいう。)又は個別の法律の規定より、贈賄に関して罰則の適用を受ける団体をいう。(別表第4において同じ。)
- (注)「職員等」とは、法令等により公務に従事する議員、委員等の特別法上公務員とみな される場合を含む。

不正行為等に係る指名停止措置基準

		古に示る1947に		停止期間
			ア 公正取引委員会から 検察への刑事告発を行 ったとき。	12月
		(1)市の発 注工事等	イ 有資格業者である個 人又は有資格業者の役 員等若しくはその使用 人が逮捕され、又は公 訴を提起されたとき。	12月
○₩ 3 % ।∼88→	(1)私的独占の禁	が場合	ウ 公正取引委員会から の排除措置命令又は課 徴金納付命令を受けた とき。	6月
(業務に関す る不実) 1、別表別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別	・		エ 公正取引委員会によ る違反行為の認定をさ れたとき。	6月
場業次では で で で で で で で で で で で で で	だる事項のいず れかに該当事 ことで、工事 の契約の相手方 として不適当と 認められると き。		ア 公正取引委員会から 検察への刑事告発を行 ったとき。	9月
•	2 °	(2) その他	イ 有資格業者である個 人又は有資格業者の役 員等若しくはその使用 人が逮捕され、又は公 訴を提起されたとき。	9月
		の場合	ウ 公正取引委員会から の排除措置命令又は課 徴金納付命令を受けた とき。	4月
			エ 公正取引委員会によ る違反行為の認定をさ れたとき。	4月

(2)有資格業者で ある個人又は有 資格業者の役員	(1)市の発注エ	12月		
等若しくはその 使用人が談合又 は競売入札妨害 の容疑により逮	(2) その他		者である個人又 者の役員等の場	6月
捕され、又は公 訴を提起された とき。	の場合	使用人の場	景 合	4月
	(1)有資格業者 法(昭和24年 号)に違反し	法律第100	(市の発注工 事等の場 合)	9月
	り逮捕され、	又は公訴を	(その他の場 合)	5月
(3)建設業法違反	(2)有資格業者 法第28条及び 定により、建	第29条の規	(市の発注工 事等の場 合)	6月
(3) 建议未必连汉	取消し又は営 分を受けたと	業の停止処	(その他の場 合)	3月
	(3)有資格業者 法第28条の規		(市の発注工 事等の場 合)	3月
	指示処分を受		(その他の場 合)	2月
(4)あっせん利得	有資格業者であ 有資格業者の役員 その使用人が、公 等のあっせん行為	等若しくは 職にある者 による利得	(市の発注工 事等の場 合)	12月
処罰法違反	等の処罰に関する 12年法律第130号) 容疑により逮捕さ 訴を提起されたと	に違反した れ、又は公	(その他の場 合)	6月
(5)補助金等適正	補助事業等又は 業に関し有資格業 金等の不正受給を 不正行為により、 係る予算の執行の	者が、補助 目的とした 補助金等に 適正化に関	(市の発注工 事等の場 合)	12月
化法違反等	する法律(昭和30号)第29条若しく は詐欺罪の容疑に れ、又は公訴を提 き。	は第30条又 より逮捕さ	(その他の場 合)	6月
(6) その他法令	有資格業者であ 有資格業者の役員 その使用人が法令	等若しくは	(市の発注工 事等の場 合)	3月
違反	により逮捕され、提起されたとき。		(その他の場 合)	1月

	(7)落札決定後辞退、有資格業者の過失による入札 延等の著しく信頼関係を損なう行為が認められた	6月					
	(8)第1号から前号までに定める不正又は不誠実 な行為を認めたものの、時効の成立により、刑	(市の発注工 事等の場 合)	第1号までの 第1号まで 第1号を 第1号を 第1号を 第1号を 第1号を 第1号を 第1号を 第1号を				
	ま処分等が行われる見込みがないとき。 	(その他の場 合)					
(業務以外に関する不正又は不誠実) 2 別表第2、別表第3、前項及び別表第5に掲げる場合のほか、業務以外に関し、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪容疑で公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣言され、工事等の契約の相手方として不正又は不誠実があると認められるとき。 (市の発注工事等の場合) (市の発注工事等の場合)							
							(その他重大な事案) 3 前2項に掲げる場合のほか重大な事案が発生し、有資格業者が工事等の契約の 相手方として不適当であると認められるとき。

(注)「代表役員等」とは、有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認められる肩書きを付した役員を含む。)をいう。

暴力団関与等に係る指名停止措置基準

措置要件等							
	(1)有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が 暴力団員等であると認められるとき。	12月を経 過し、か つ、改善し たと認めら れる日まで					
	(2)暴力団員等が有資格業者の経営又は運営に実質的 に関与していると認められるとき。	12月を経 過し、か つ、改善し たと認めら れる日まで					
(暴力団員等との関与 行為) 暴力団員又は暴力 団関係者(以下「暴	(3)有資格業者である個人又は有資格業者の役員等若 しくはその使用人が、暴力団若しくは暴力団員等の 威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に 関与している法人等を利用等していると認められる とき。	6月を経 過し、か つ、改善し たと認めら れる日まで					
カ団員等」という。)との関与について 、次に掲げる事項の いずれかに該当し、 契約の相手方として 不適当であると認め られるとき。	(4)有資格業者である個人又は有資格業者の役員等若しくはその使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対し、資金等を供給若しくは便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。	6月を経 過し、改善し こと認めら たと記日まで					
3110000	(5)有資格業者である個人又は有資格業者の役員等若 しくはその使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会 的に非難されるべき関係を有していると認められる とき。	3月を経 過し、か つ、改善し たと認めら れる日まで					
	(6)有資格業者である個人又は有資格業者の役員等若 しくはその使用人が、第1号から前号までのいずれ かに該当する法人等であることを知りながら、当該 法人等を利用するなどしていると認められるとき。	3月を経 過し、改善し つ、改善し たと認めら れる日まで					
	(7)有資格業者が、暴力団又は暴力団員等から、妨害 又は不当要求を受けたにもかかわらず、市への報告 又は警察への届出を怠ったと認められるとき。	1月					

指名業者決定調書

令和 年 月 日

殿

半田市指名審査会

会長

指名業者を次のとおり決定したので通知します。

案件No.				1	設計(予定)金額						円	補助	区分		
	番号	<u>1</u>							着手	予定	年			J J	期
事業名等										予定	年				日間)
	()		区分			_	1	
事業 場所										基準			_		人以上
整理	L	格付	指	名	 業	者	名	整理		格付	指	名	 業		名
事業	等概要	要						選定	理由	<u> </u>					

殿

半田市指名審査会 会長

指名停止決定通知書

このことについて、下記のとおり指名停止することに決定したので通知します。

- 1. 指名停止業者名
- 2. 指名停止期間
- 3. 指名停止理由

殿

半田市指名審査会 会長

指名停止変更通知書

このことについて、下記のとおり指名停止期間の変更が決定したので通知します。

- 1. 指名停止業者名
- 2. 指名停止期間
- 3. 変更理由

殿

半田市指名審査会 会長

指名停止解除通知書

このことについて、下記のとおり指名停止の解除が決定したので通知します。

- 1. 指名停止業者名
- 2. 解除理由
- 3. 解除日

殿

半田市指名審査会 会長

指名業者取消し通知書

年 月 日付で通知した指名業者については、下記のとおり取り消すことに決定したので通知します。

- 1. 案件番号
- 2. 事業名
- 3. 指名取消し業者名

殿

半田市長

指名停止決定通知書

このことについて、下記のとおり指名停止することに決定したので通知します。

- 1. 指名停止期間
- 2. 指名停止理由

殿

半田市長

指名停止変更通知書

このことについて、下記のとおり指名停止期間の変更が決定したので通知します。

- 1. 指名停止期間
- 2. 変更理由

殿

半田市長

指名停止解除通知書

このことについて、下記のとおり指名停止の解除が決定したので通知します。

- 1. 解除理由
- 2. 解除日